

第4次川西町環境基本計画



令和3年3月
山形県川西町

SUSTAINABLE DEVELOPMENT  GOALS



未来の子ども達のために

本町は、豊かな緑に恵まれ四季折々の美しい自然に抱かれながら、広大な田園と散居集落を形成し人々は伝統や文化を育み栄えてきました。

この豊かな自然環境を守り継承していくため、平成 15 年 3 月に川西町環境基本条例を制定し、環境の保全等を計画的に推進するため川西町環境基本計画を策定し様々な環境施策の展開を図ってきました。

近年、地球温暖化が原因と考えられる気候変動や生物多様性の損失など、地球環境問題は深刻化していると警鐘が發せられています。世界では、地球規模の環境問題に対し、持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」や温暖化対策の新しい取り組みである「パリ協定」が採択されるなど、大きな転換期を迎えています。

本町では、こうした社会状況の変化や課題に対応し、令和 2 年 12 月地球温暖化防止を目指し 2050 年までに二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「川西町ゼロカーボンシティ」宣言を行いました。そして、環境施策の推進とゼロカーボンシティの具体的な取り組みを推進するため、今後の基本的な方向を定めた「第 4 次川西町環境基本計画」を策定しました。

今回の計画では、豊かで素晴らしい自然を、未来の子ども達へ引き継いでいくため、「自然を愛する心を育み、豊かな自然と共生するまち～ゼロカーボンかわにし～」を基本目標に、ひとり一人の環境に対する意識を高め計画を推進するとともに、SDGs の視点やゼロカーボン達成への取り組みを進めてまいります。

計画の推進にあたっては町民、事業者、町が連携・協力しながら環境に対する理解を深め、一步ずつ積み重ねていくことが重要と考えています。町はその先頭に立ち、積極的に計画を推進してまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画策定にあたり環境かわにし町民会議をはじめ、ご協力くださいました多くの皆様に心から感謝申し上げます。

令和 3 年 3 月

川西町長 原 田 俊 二

目 次

第1章 基本的事項

1	計画策定の背景	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	2
4	計画の視点	
	（１）環境に関連する社会的動向	3
	（２）本町を取り巻く現状認識と課題	7

第2章 計画の目指すもの

1	将来像	13
2	基本目標	13
3	分野別目標	13
4	施策の体系	15
5	計画の主体	16
6	各主体の役割	16

第3章 計画の推進に向けて

1	計画の推進体制	17
2	計画の進行管理	18

第4章 具体的取り組み

分野別目標：皆で環境を守るまちをつくる

施策の柱	環境への理解を深める	19
------	------------	----

分野別目標：低炭素社会をつくる

施策の柱	地球環境を守る	20
------	---------	----

施策の柱	再生可能エネルギーの利活用を進める	21
------	-------------------	----

分野別目標：自然と共に生きるまちをつくる

施策の柱	農地を守る	22
------	-------	----

施策の柱	緑と生物を守る	23
------	---------	----

分野別目標：資源が循環するまちをつくる

施策の柱	ごみを減らす	24
-------------	--------------	----

分野別目標：美しく安心なまちをつくる

施策の柱	水を守る	25
-------------	------------	----

施策の柱	住環境を守る	26
-------------	--------------	----

資料編

1	計画策定の経過	27
2	環境かわにし町民会議委員名簿	28
3	環境用語集	29
4	川西町の環境に関するアンケート調査結果	32
5	川西町環境基本条例	36

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景

町は、美しい自然と豊かな緑のある環境を守り継承し、「緑と愛と丘のあるまち」を創造するため、平成 15(2003)年 3 月に「川西町環境基本条例」を制定しました。それに基づき、平成 18(2006)年 3 月に「川西町環境基本計画」を策定し、環境行政の基本方針と具体的な施策の内容を示し、取組主体である町民、事業者、行政の役割や行動の指針などを示し推進しました。

その後、平成 23(2011)年 3 月には「第 2 次川西町環境基本計画」を策定し、前計画の目指す環境像を継承しつつ、環境負荷の少ない循環型社会の構築と「美しい川西町」を創るため更なる計画の推進に努めました。

平成 28(2016)年 3 月には、これまでの環境保全活動の継続的な取り組みと、当該年度に終了する「川西町地域新エネルギービジョン」の具体的施策を盛り込んだ、「第 3 次川西町環境基本計画」を策定し、「つなげよう未来へ！きれいな水と空気と川西の心」を基本目標に環境施策を推進しました。

さらに、平成 29(2017)年 5 月には、地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE（賢い選択）」に賛同することを宣言し、本町の豊かな自然環境の保全や低炭素なまちづくりに取り組んでいるところです。このほか、大規模災害時における災害廃棄物の円滑な処理を促進するため、令和 2(2020)年 7 月に「川西町災害廃棄物処理計画」を策定しました。

今回、第 3 次川西町環境基本計画が計画期間の満了を迎えるにあたり、現在、世界規模で起こる気候変動の影響や、生物多様性の損失、新型コロナウイルス感染症の蔓延による生活様式や事業活動の変化、国際社会共通の目標である持続可能な開発目標（SDGs）や脱炭素社会へ向けた世界的な潮流など、様々な社会問題や社会情勢を踏まえ、複雑かつ多様な環境問題の解決に向け、本町における環境保全に関する新たな計画としてここに「第 4 次川西町環境基本計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

第4次川西町環境基本計画は、川西町環境基本条例第8条に基づき策定するものであり、環境の保全及び創造に向けた施策を総合的かつ計画的に推進します。また、本計画は、同時に「かわにし未来ビジョン（第5次川西町総合計画）」を環境面から実現するための個別計画の1つとして位置づけ、環境施策を総合的かつ計画的に推進するものです。



3 計画の期間

計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5カ年計画とします。

	年 度									
	H18 (2006)	...	H23 (2011)	...	H28 (2016)	...	R3 (2021)	...	R7 (2025)	
計画 期間	川西町環境基本計画		第2次		第3次		第4次川西町環境基本計画			

4 計画の視点

(1) 環境に関連する社会的動向

① 国連の持続可能な開発目標（SDGs(エスディージーズ)）

平成 27(2015) 年 9 月の「国連持続可能な開発サミット」において、令和 12(2030) 年までの国際社会共通の目標として、「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。この採択は、持続可能な社会を目指して、人間活動に伴い引き起こされる諸問題を、国際社会全体で解決に取り組んでいくことを決意した画期的な合意です。

SDGs は、17 の目標とそれらに付随する 169 のターゲットから構成され、世界の国々、地域、地球規模で、それぞれの課題を統合的に解決し、未来にわたって誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指しています。

17 の目標のうち、少なくとも 13 目標が直接的に環境に関連するものであり、残りの 4 つも間接的に環境に関連しています。持続可能な社会とは、地球環境の保全と利用のバランス、そして自然との共存ができる世界であり、環境に関する諸問題を解決することが、SDGs の達成につながります。



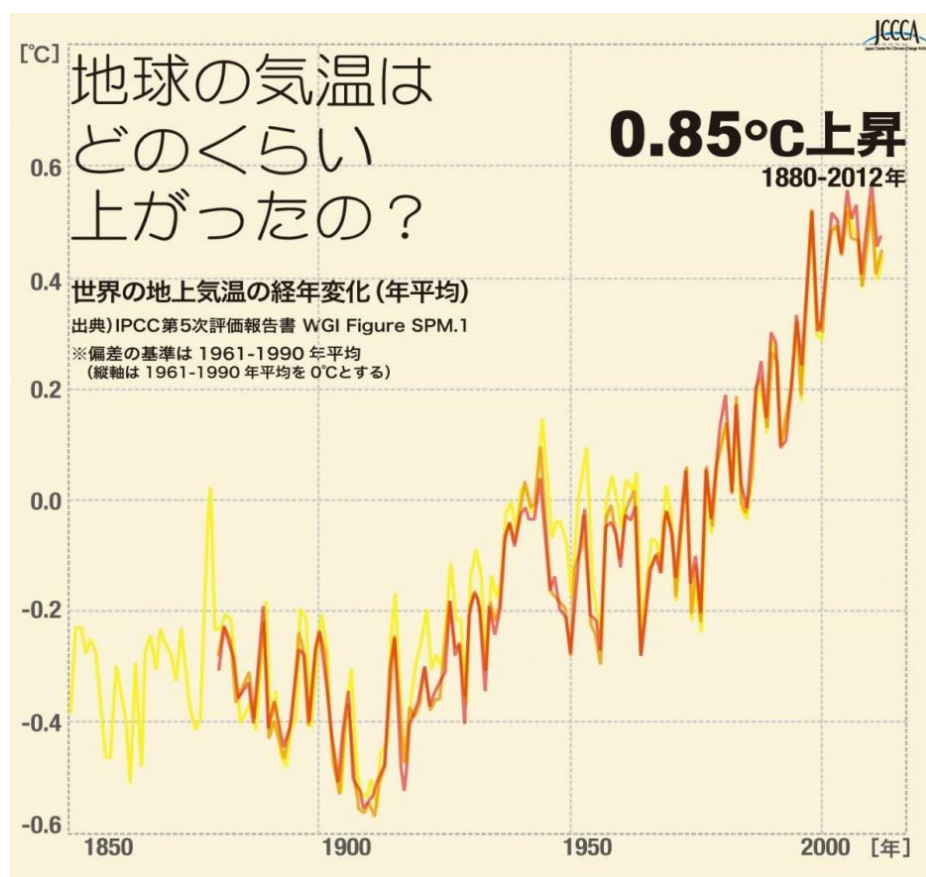
② 地球温暖化に伴う気候変動とゼロカーボン

人間の生産活動（経済活動）に伴う二酸化炭素等の温室効果ガスの過剰な排出が影響し、世界の平均気温は上昇し続けており、世界各地で異常な熱波や暴風雨など経験したことのない自然災害が発生しています。今後も、さらなる被害の頻発化、激甚化が予想されるほか、生態系の破壊や熱帯病が増大することが考えられます。

こうした状況を踏まえ、平成 27(2015)年に合意されたパリ協定では「産業革命期からの平均気温の上昇幅を 2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力する」との目標が国際的に広く共有されました。また、平成 30(2018)年に公表された I P C C (国連の気候変動に関する政府パネル)の特別報告書では、この目標の達成には「気温上昇を 2℃よりリスクの低い 1.5℃に抑えるためには、令和 32(2050)年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。

パリ協定の目標達成に向け、令和 32(2050)年までの脱炭素化を目指す動きは、数多くの国・都市が共有する世界的な潮流となっています。国においても、令和 2(2020)年 10 月に内閣総理大臣の所信表明演説において、令和 32(2050)年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにし、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言されました。

国のこうした方針を受け、国内の様々な企業や自治体が脱炭素化に向けた動きを加速化させています。



※地球の気温は、19 世紀の産業革命期以降増加傾向にあり、I P C C の第 5 次報告書では 1880 年から 2012 年までの期間に年平均の気温は 0.85℃上昇したと報告されています。

出典：温室効果ガスイベントリオフィス
全国地球温暖化活動推進センターウェブサイト
(<https://www.jcccs.org/>) より

③国のエネルギー政策の見直し

国は、平成 30(2018)年 7 月に「第 5 次エネルギー基本計画」を策定し、様々な発電方法を組み合わせた電源供給（エネルギーミックス）の確実な実現へ向けた取り組みのさらなる強化や、化石エネルギーからの転換・脱炭素化に向けた挑戦を明示しました。

今後は、安定した電力の供給と、負担の少ない環境に適合したエネルギー需給構造を実現するとともに、将来的な再生可能エネルギーの主力電源化を目指しています。

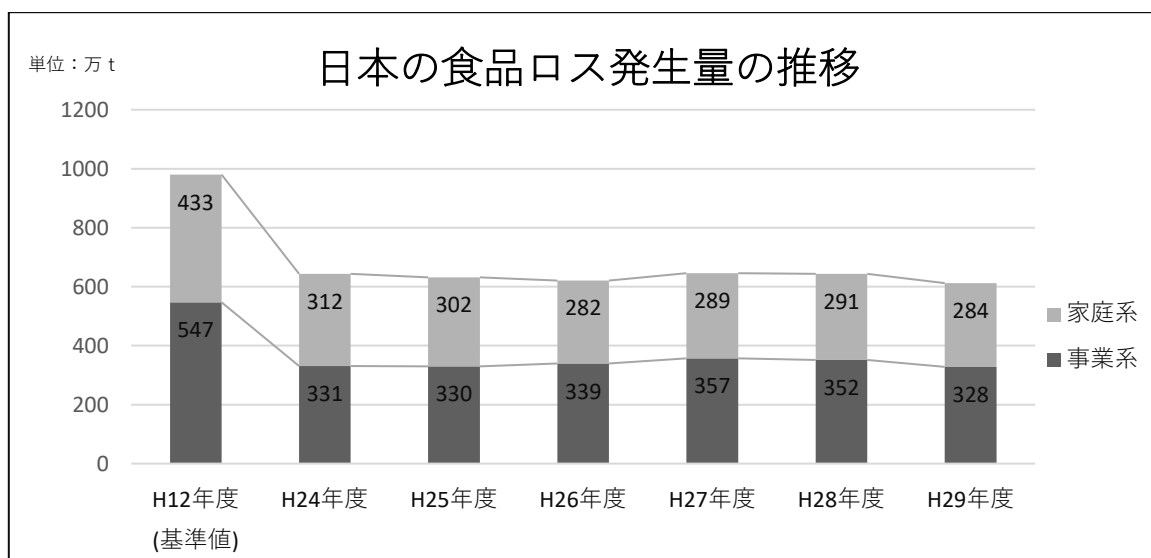
④循環型社会への対応

国は、平成 30(2018)年 6 月に「第 4 次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会形成に向けた中長期的な方向性として以下の取り組みを示しました。

- ・モノが生産され廃棄されるまでの全過程での徹底的な資源循環
- ・多種多様な地域循環共生圏（自然等の資源を最大限活用・循環させる社会）の形成
- ・万全な災害廃棄物処理体制の構築
- ・廃棄物の適正処理のさらなる推進と環境再生
- ・循環分野における基盤整備（技術開発や最新技術の活用等）

これらの各種取組を持続可能な社会づくりと統合的に進めていくこととしています。

あわせてこの計画では、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品（食品ロス）の削減に向け、家庭からの食品ロス量を令和 12(2030)年度までに平成 12(2000)年度比で半減させる削減目標を設定しています。



※家庭の食品ロスは、基準値から見ると減少しています。目標を達成するためには平成 29 年度から約 23%の削減が必要です。

出典：農林水産省推計値

⑤ 生物多様性の損失への懸念

国は「生物多様性国家戦略 2012-2020」において、日本における生物多様性について「4つの危機」に直面しているとしています。

- ・ 開発等人間活動による危機
- ・ 自然に対する働きかけの縮小による危機
- ・ 人間により持ち込まれたものによる危機
- ・ 地球環境の変化による危機

具体的には、開発や乱獲による種の減少、里地里山等の手入れ不足による自然の質の低下、外来種等の持ち込みによる生態系のかく乱等が大きく影響しており、日本の野生動物の約3割が絶滅の危機に瀕していると指摘しています。

⑥ 新型コロナウイルス感染症と環境行政

新型コロナウイルス感染症は、令和元(2019)年12月に確認されて以来、感染が国際的に広がりを見せ、世界保健機関(WHO)が令和2(2020)年1月に「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」と宣言するまでに至りました。

環境面では、社会を支える医療活動の維持や、人々の日常生活を支え経済・社会活動を維持していくため、適正な廃棄物処理が求められました。

一方で、経済活動の縮小や移動の制限などにより、化石燃料消費による二酸化炭素の排出量が前年を7%下回る見通しであることが、国立環境研究所等がメンバーとなる地球温暖化を研究する国際チーム(グローバル・カーボン・プロジェクト)より発表され、これにより、人々の活動が環境に与える影響の大きさを知ることとなりました。

今後、新型コロナウイルス感染症終息後の復興においては、終息前の社会に戻るのではなく、持続可能で強靱な社会を目指す、グリーンリカバリー(持続可能な経済復興)が求められています。

(2) 本町を取り巻く現状認識と課題

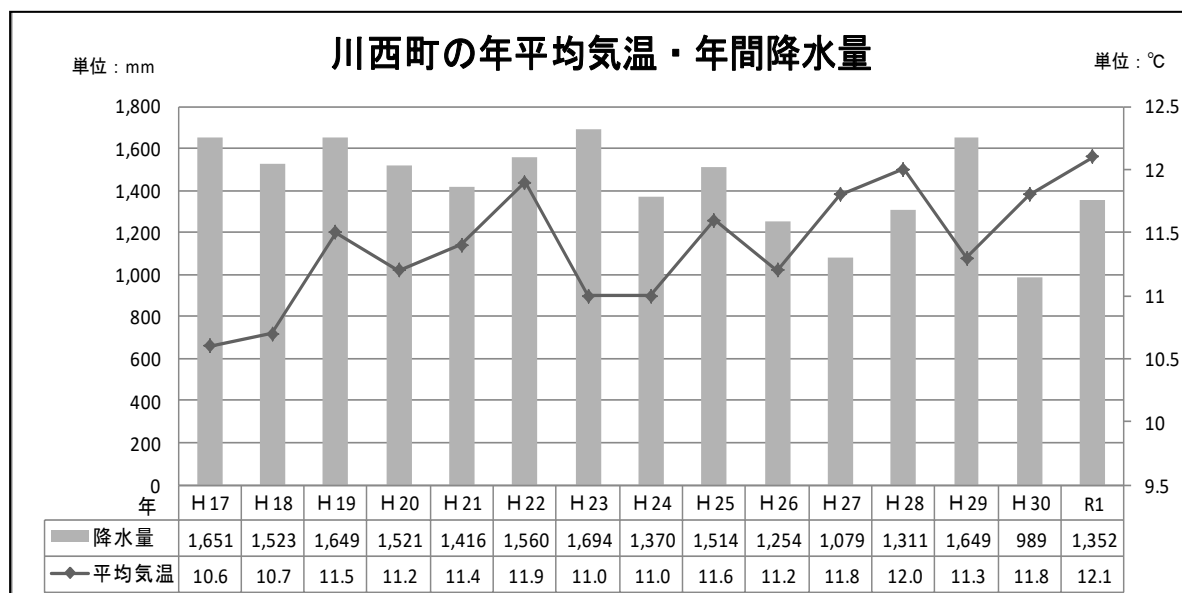
① 地球温暖化とゼロカーボンシティ

本町の年平均気温は、緩やかに上昇傾向にあります。反対に、年間降水量は減少傾向にあるにもかかわらず、令和元(2019)年及び令和2(2020)年には、過去に例のない大雨による自然災害が発生しており、地球温暖化が身近な問題となっています。

地球温暖化の防止については、町民一人ひとりの暮らしや事業所等での生産活動からの温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制が必要不可欠となっており、積極的な省資源、省エネルギー等の環境に配慮した行動や、二酸化炭素を発生させない再生可能エネルギーの普及を図る必要があります。

また、排出を抑えるだけでなく、二酸化炭素の吸収源としての森林の整備・保全や、農地の保全等を図る必要があります。

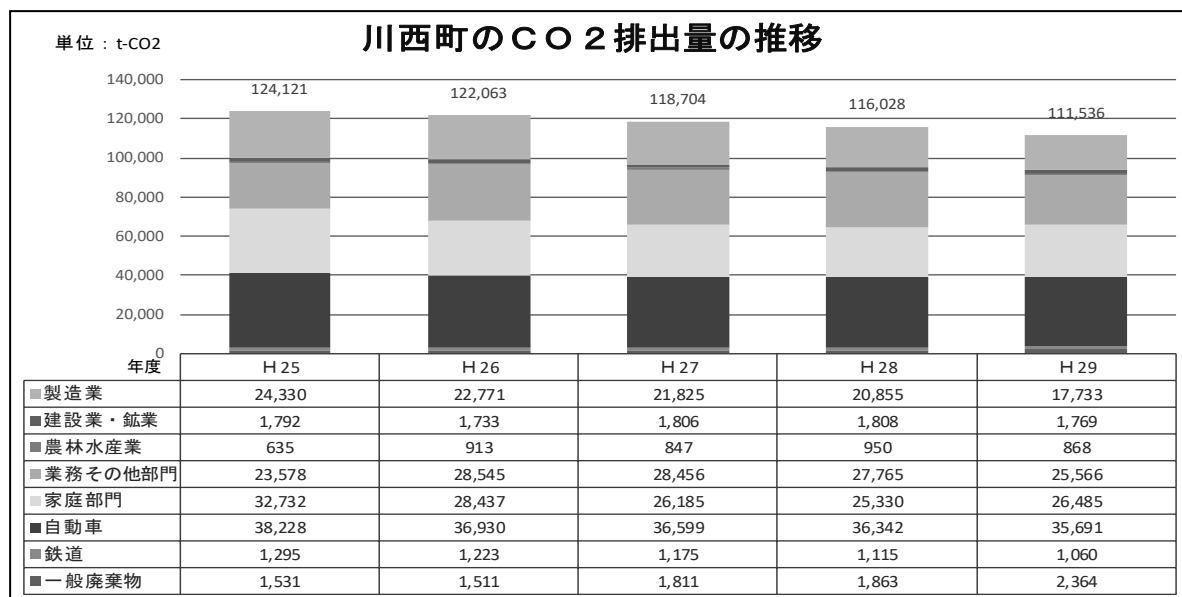
町は、平成29(2017)年5月に地球温暖化防止対策のための国民運動「COOL CHOICE(賢い選択)」に賛同することを宣言し、低炭素なまちづくりに取り組んできました。さらに、令和2(2020)年12月には持続可能なまちづくりを実現するため、令和32(2050)年までに二酸化炭素排出量実質ゼロをめざし、「ゼロカーボンシティ」宣言を行い、さらなる低炭素なまちづくりを進めています。



※川西町の年平均気温は、平成19年以降平均気温が11℃を越えており、さらに12℃を超える年があるなど上昇傾向にあります。年間降水量は、平成17～23年までは1,400～1,600mm台を推移していますが、平成24年以降は900mm～1,600mm台と、年ごとのバラつきが広がっています。

なお、年平均気温は、1月～12月の月ごとの平均気温の合計を12で割ったものを平均気温としています。

出典：町気象年報



※川西町のCO₂排出量は、減少傾向にあります。製造業の排出量減少は、生産するのに必要なエネルギーの改善が図られていることによるものです。家庭部門の減少は、高効率機器の導入が増えたことや人口の減少によるものです。なお、業務その他部門とは、商業やサービス業、事業所などを指します

出典：環境省「CO₂排出量の現況値推計」

川西町「ゼロカーボンシティ」宣言

地球温暖化等による気候変動で、世界各地で異常な熱波や暴風雨など経験したことのない自然災害が発生し、今も排出されている温室効果ガスの増加に伴い、更なる災害の頻発化・激甚化が予測される状況にあります。

川西町は町環境基本計画の基本目標「つなげよう未来へ！きれいな水と空気と川西の心」を掲げ、平成29年5月には地球温暖化防止対策のための国民運動「COOL CHOICE（賢い選択）」に賛同することを宣言し、本町の豊かな自然環境の保全や低炭素なまちづくりに取り組んできました。

2015年に合意されたパリ協定では、「産業革命からの平均気温上昇の幅を2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力する」との目標が国際的に広く共有されましたが、2018年のIPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書では、「2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」と公表されています。

川西町は豊かな自然を次の世代に引き継ぎ、持続可能なまちづくりを実現するために、町民、事業者と共に2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロをめざし、「ゼロカーボンシティ」を推進することをここに宣言します。

令和2年12月25日

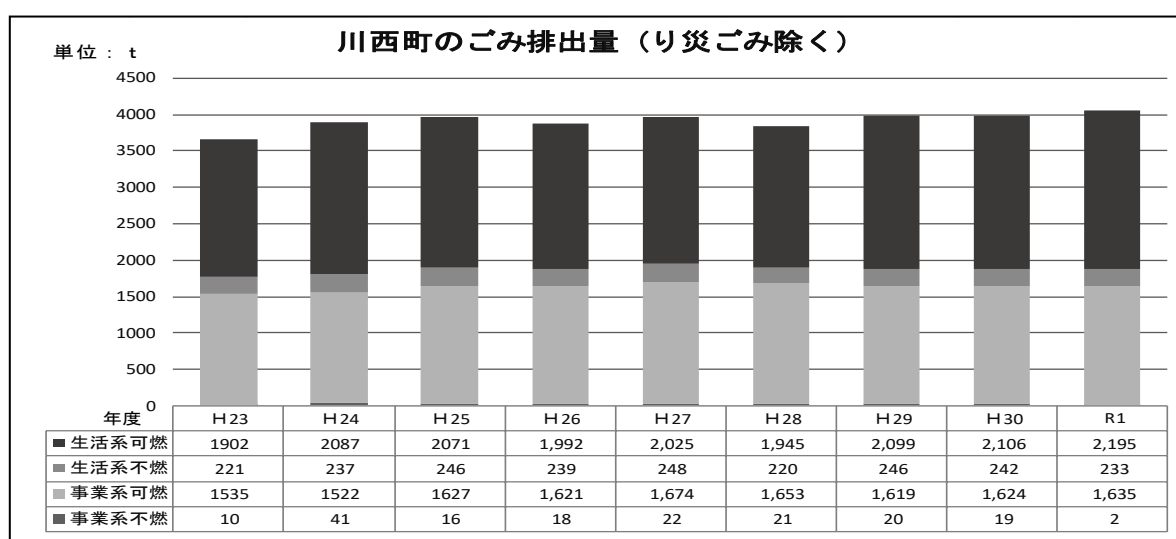
川西町長 原 田 俊 二

② ごみの減量

本町の、令和元(2019)年度におけるごみの排出量は 4,065 t です。そのうち 90%以上を可燃ごみが占めており、家庭から排出される生活系可燃が 2,195 t、事業所などから排出される事業系可燃が 1,635 t となっています。

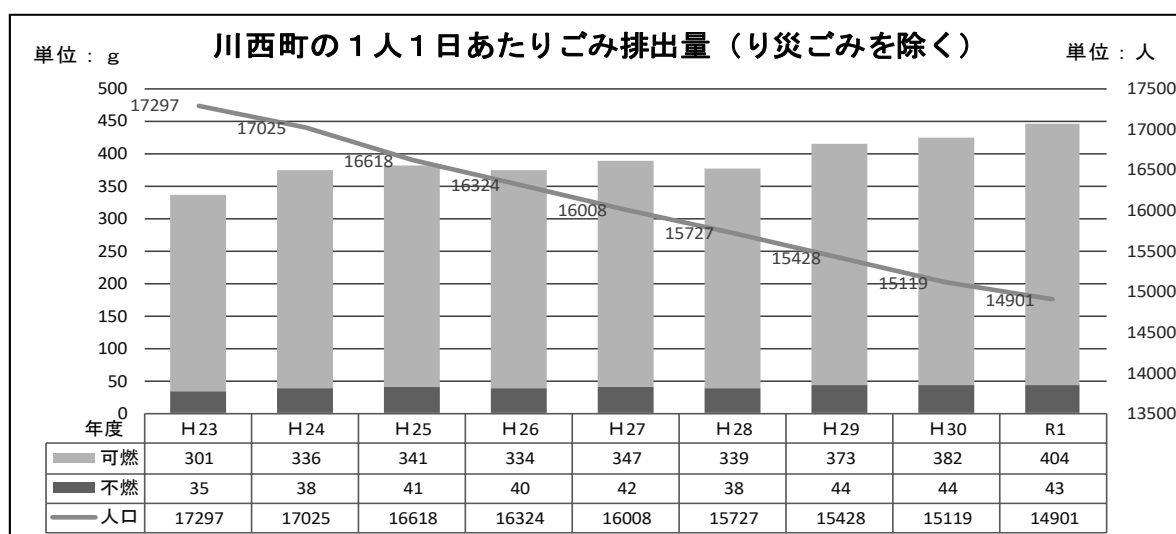
また、1人1日あたりごみ排出量の年度ごとの推移でみると、一人ひとりが出しているごみが年々増加していることがわかります。

ごみの増加は、処理に係る燃料や電力などのエネルギーの消費や、処理費用の増加につながります。また、最終処分場の許容量も有限であるため、さらなるごみの減量と資源化が必要です。



※川西町のごみの排出量は、平成 29 年度から増加傾向にあります。

出典：置賜広域行政事務組合千代田クリーンセンター事業概要



※人口減少に対し、1人1日あたりのごみの排出量は増加しています。

なお、1人1日あたりのごみの排出量の算出方法は、生活系ごみ(可燃・不燃)排出量/年度末人口/365日です。

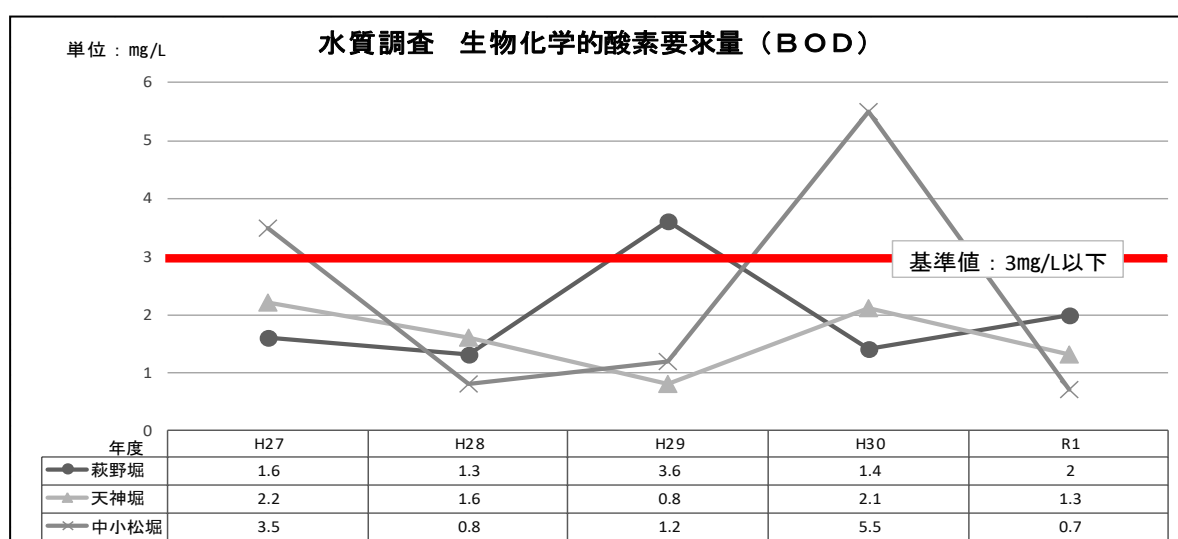
出典：置賜広域行政事務組合千代田クリーンセンター事業概要

③ 水環境

町は、生活排水が多く流入する市街地を流れる3水路（萩野堀、天神堀、中小松堀）の水質調査を毎年度行っています。

この調査では、例年、生物化学的酸素要求量（BOD）の数値が比較的高く出る傾向にあります。これは、排水の流入による有機物の増加、流量不足が要因と考えられます。環境基準の達成を目指すためには、公共下水道、農業集落排水への接続の促進、合併処理浄化槽の設置などの生活排水対策を推進し、排水の河川への流入を減らしていく必要があります。

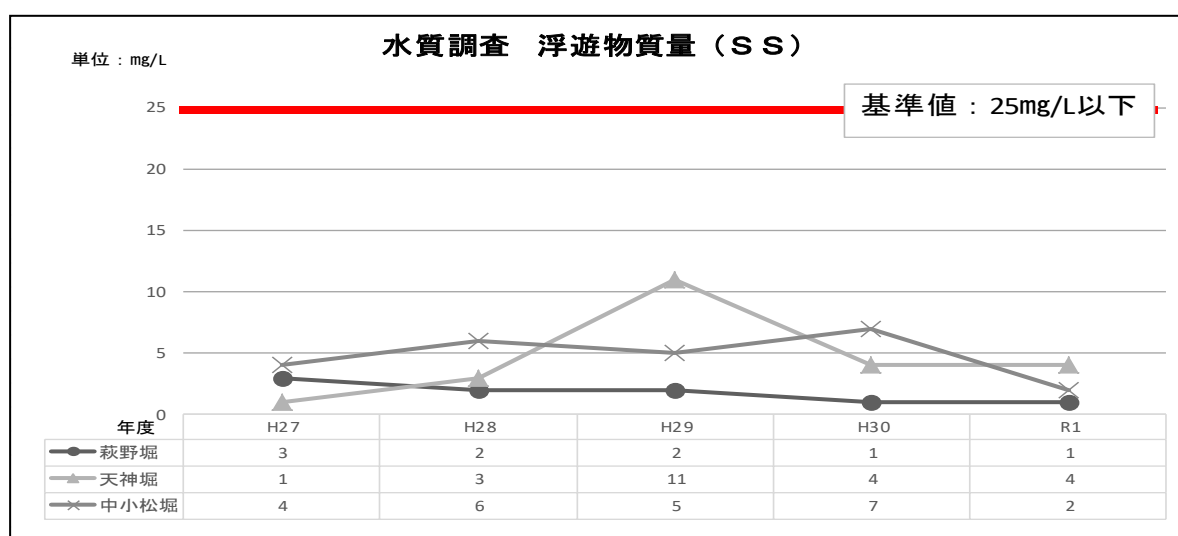
また、水環境を守るためには、河川を整備する必要があります。河川を整備することにより、災害の発生を抑制することにもつながります。



※生物化学的酸素要求量（BOD）は、水中の有機物の量を表したものです。

参考値の水質汚濁に係る環境基準（B類型）と比較し、H27、29、30年度に基準値を超過しています。

出典：町水質調査（10月）



※浮遊物質（SS）は、水中に浮遊する2mm以下の物質の量を表したものです。

参考値の水質汚濁に係る環境基準（B類型）と比較し、すべて基準値以下となっています。

出典：町水質調査（10月）

④ 住環境

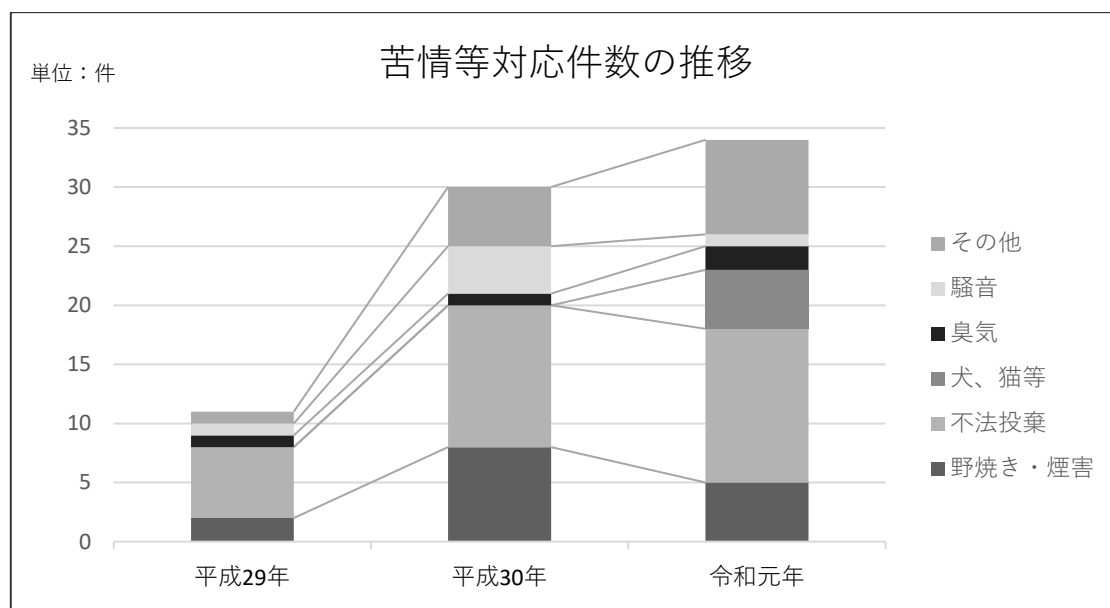
快適で健康的な住環境を維持するためには、野焼きなどの大気汚染や、不法投棄、悪臭といった公害問題の改善が必要です。また、これらの公害問題の改善は、動植物の生育環境を保全することにもつながります。町は、法律等に基づき取り組みを行っています。

町に寄せられる住環境に関する苦情は増加傾向にあり、苦情内容で多いものは、原因者不明の不法投棄や野焼き・煙害となっています。町は、迅速な苦情処理や、公害防止のための啓発を行っていますが、今後も意識を高めるための取り組みを継続して行っていく必要があります。

また、近年、犬や猫等のペット等に関する苦情が増えています。

- ・適正な飼育ができず、増えすぎて多頭飼育崩壊が起きてしまう。
- ・野良猫に餌やりをして地区に野良猫が増えてしまう。

などにより、フンや悪臭などで近隣の住民へ迷惑をかけてしまう事例が増えており、飼い主が責任をもって、最後まで飼い続けられるよう啓発を行っていく必要があります。



※苦情等対応件数の推移については、町に寄せられる環境に関係した苦情の推移を表しています。

苦情は全体的に近年増加傾向にあり、令和元年は犬や猫等のペットに係る苦情が増加しています。

出典：町環境事案報告

⑤ 環境への意識

町が、令和2(2020)年7月に実施した「環境に関するアンケート調査」の自由意見では、環境意識について問題視する声が多数あげられました。また、今後、環境を守るために重要なこととして、アンケート対象者の80%以上が「一人ひとりの行動」が重要であるとしています。

環境に関する問題の多くは、相互に複雑に関連しながら、地域の身近な環境から地球環境に

まで大きな影響を及ぼしています。そして、一人ひとりが加害者であると同時に被害者でもあるという状況が生じています。

このため、幅広い年齢層に対する環境教育・環境学習を進め、一人ひとりの環境意識の向上を図るとともに、住民・事業者・行政が自主的に、また、お互いに連携を保ちながら環境問題の解決に向けて取り組むことが必要あり、今後の取り組みにおいては、最重要課題です。

第2章 計画の目指すもの

1 将来像

緑 と 愛 と 丘 の ある まち

本町の特性である豊かな大地（緑）は、いにしえより受け継がれてきた自然豊かな山々が育む里山の恵み（丘）を受け、ここに住む一人ひとりが知恵と富に支えあう心（愛）によって、大きな夢と希望が享受でき、安心して暮らしの営みができます。

こうしたまちづくりを将来にわたって継承していくことが私たちの使命であり、町の将来像をかわにし未来ビジョン（第5次川西町総合計画）で掲げる町の将来像と同様に設定します。

2 基本目標

自然を愛する心を育み、豊かな自然と共生するまち ～ゼロカーボンかわにし～

今ある豊かで素晴らしい自然を、未来を担う子供たちに未来永劫引き継いでいくことを目指します。

そのために、昨今の緊急課題である地球温暖化による危機的状況を町民一人ひとりが理解し、自分のこととして捉え、住み続けられる社会の実現のために、二酸化炭素排出実質ゼロへ向けた、ゼロカーボンの取り組みを計画全体で推進します。

自然と人の営みとの調和を図り、現在もこれからも、自然と共生する快適な環境を守り創出していくことを目指し、基本目標を設定します。

3 分野別目標

分野別目標を次のように設定します。

皆で環境を守るまちをつくる

環境に関する諸問題を改善するためには、一人ひとりの意識を変えていくことが重要です。

環境学習等、意識啓発を図る取り組みを行い、皆が環境問題に関心を持ち、知識を深め、責任ある行動をとることができる町を目指します。

低炭素社会をつくる

地球温暖化による気候変動に対し、今後の気温の上昇を抑えるための対策（緩和策）や気候変動による影響に備えるための対策（適応策）を推進するなど地球環境を守ります。

再生可能エネルギーの利活用を進め、持続可能な低炭素社会の実現を目指します。

自然と共に生きるまちをつくる

自然からの恵みを持続的に享受するため、農地の保全や環境に優しい農業の推進を図ります。

森林、里山等の二酸化炭素の吸収源としての役割が最大限生かされるよう、保全を図ります。

生物多様性の重要性を理解し保全を図り、自然の生態系が健全に維持されるよう、人と自然との共生を目指します。

資源が循環するまちをつくる

資源化の推進や分別の徹底により、廃棄物の適正処理を推進し、ごみの減量を図ります。

大規模災害時に早期復旧を図るため、災害廃棄物の適正処理を行います。

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な町を作るため、資源が循環する町を目指します。

美しく安心なまちをつくる

美しく安全な生活環境を確保するため、生活排水対策や河川環境の保全を図るなど、水を守り良好な状態に保ちます。

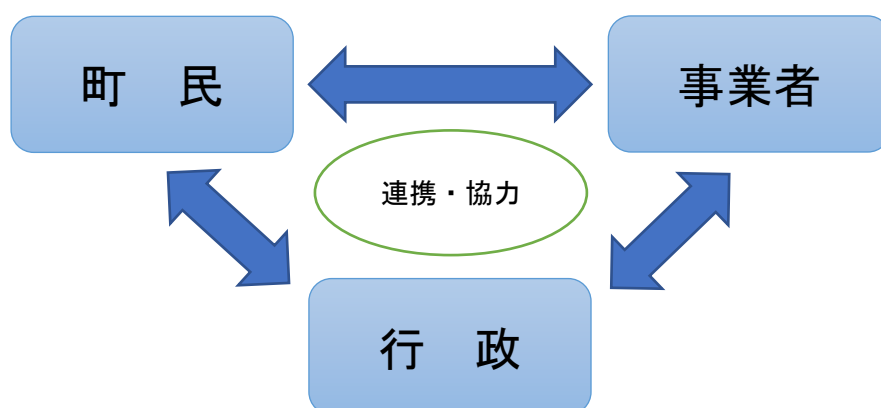
騒音や振動、悪臭などの公害を減らし、皆が安心して住める町を目指します。

4 施策の体系

将来像	基本目標	分野別目標	施策の柱	施策の方向性	分野ごとの主要SDGs
緑と愛と丘のあるまち	自然を愛する心を育み、豊かな自然と共生するまち 「ゼロカーボンかわにし」	皆で環境を守るまちをつくる	環境への理解を深める	- 環境学習の推進 - 環境イベントの実施 - 団体の育成	4 質の高い教育をみんなに 17 パートナリシップで目標を達成しよう
		低炭素社会をつくる	地球環境を守る	- 地球温暖化対策 - 二酸化炭素排出削減対策 - 二酸化炭素吸収源対策 - 省資源、省エネルギー対策	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 8 働きがいも経済成長も
			再生可能エネルギーの利活用を進める	- 再生可能エネルギーの普及 - 再生可能エネルギーの利活用推進	13 気候変動に具体的な対策を
		自然と共に生きるまちをつくる	農地を守る	- 農地の保全 - 環境保全型農業の推進	13 気候変動に具体的な対策を
			緑と生物を守る	- 里山の保全、活用 - 森林の保全、活用 - 生物多様性の保全	15 陸の豊かさを守ろう
		資源が循環するまちをつくる	ごみを減らす	- ごみの減量化対策 3Rの推進 - 廃棄物の適正処理の推進 - 災害廃棄物対策	12 つくる責任つかう責任 13 気候変動に具体的な対策を
		美しく安心なまちをつくる	水を守る	- 生活排水対策 - 河川環境の保全 - 地下水の保全	6 安全な水とトイレを世界中に
			住環境を守る	- 悪臭対策 - 野焼き対策 - 騒音、振動の規制対策 - ペットの適正飼育推進 - 空き家対策	11 住み続けられるまちづくりを 14 海の豊かさを守ろう

5 計画の主体

第4次川西町環境基本計画を推進する主体は、町、町民及び事業者とします。これら3者は、環境基本条例に規定するそれぞれの責務を踏まえ、お互いに連携・協力を図りながら自主的かつ積極的に行動し、環境保全等の目標を達成するために取り組みを進めていくこととします。



6 各主体の役割

(1) 町民の役割

町民は、日常生活が環境の保全と創造に密接に関わっていることを認識し、環境問題への理解を深めます。自らが積極的に、各家庭や職場、地域で、ごみの減量化や省資源・省エネルギー、環境美化など、環境にやさしい行動に努めます。

各種取り組みを行うにあたっては、事業者、行政と連携・協力していきます。

(2) 事業者の役割

事業者は、日常の事業活動が環境の保全と創造に密接に関わっていることを認識し、環境問題への理解を深め、町民、行政と連携・協力していきます。

法を順守し事業活動における公害を防止します。

事業活動に関わる人が協力し、環境負荷の低減及び環境保全行動を率先して行います。

(3) 行政の役割

行政は、環境保全のための各種取り組みを国、県、関係機関と協力し総合的かつ計画的に推進するとともに、町民、事業者の環境問題に対する意識の高揚に努め、環境行動を促します。

事務事業に環境の視点を持ち、環境負荷の低減及び環境保全行動を率先して行います。

第3章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

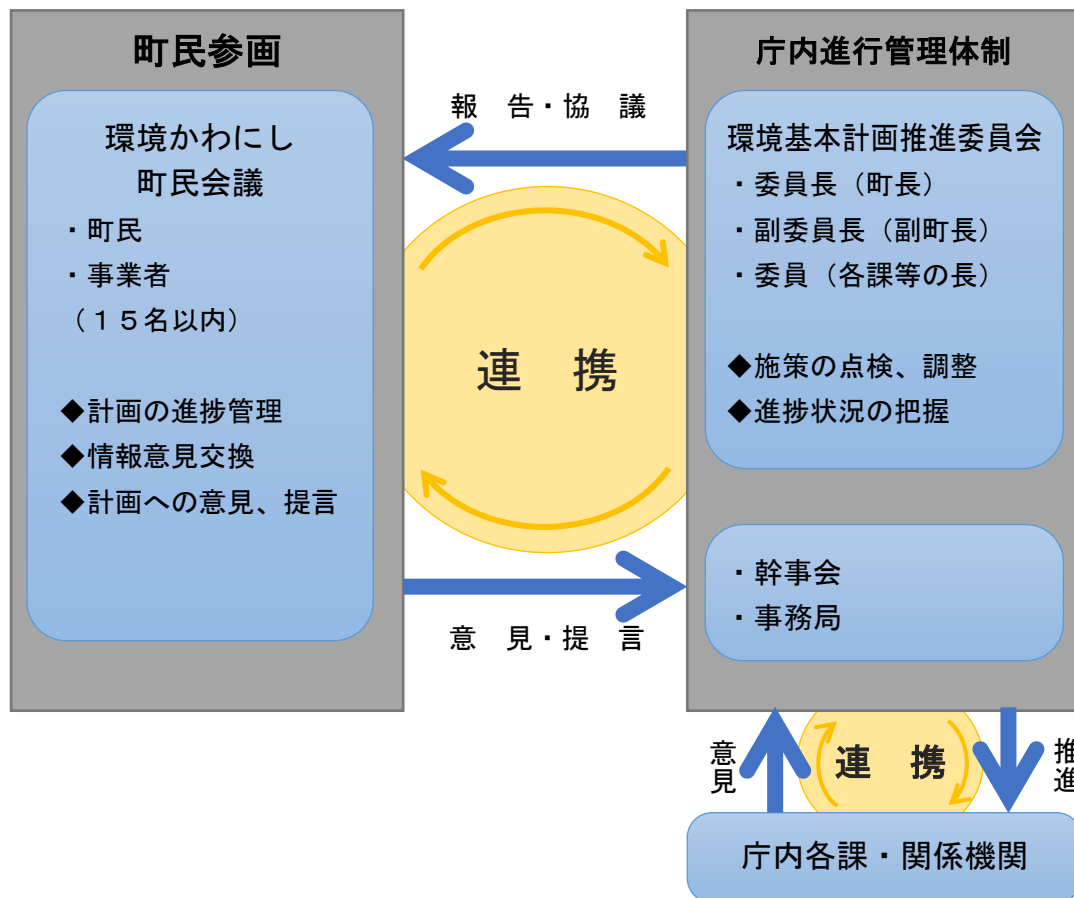
(1) 町民、事業者参画による推進体制

第4次川西町環境基本計画に基づく取り組みを効果的に進めるためには、町民、事業者等の積極的な参画と、施策を総合的に調整する機能が必要です。

町民、事業者、町が連携・協力していくための協働組織として、「環境かわにし町民会議」を継続設置し、計画の進捗確認をはじめ、情報や意見の交換、行政への意見、提言を行います。

(2) 庁内進行管理体制

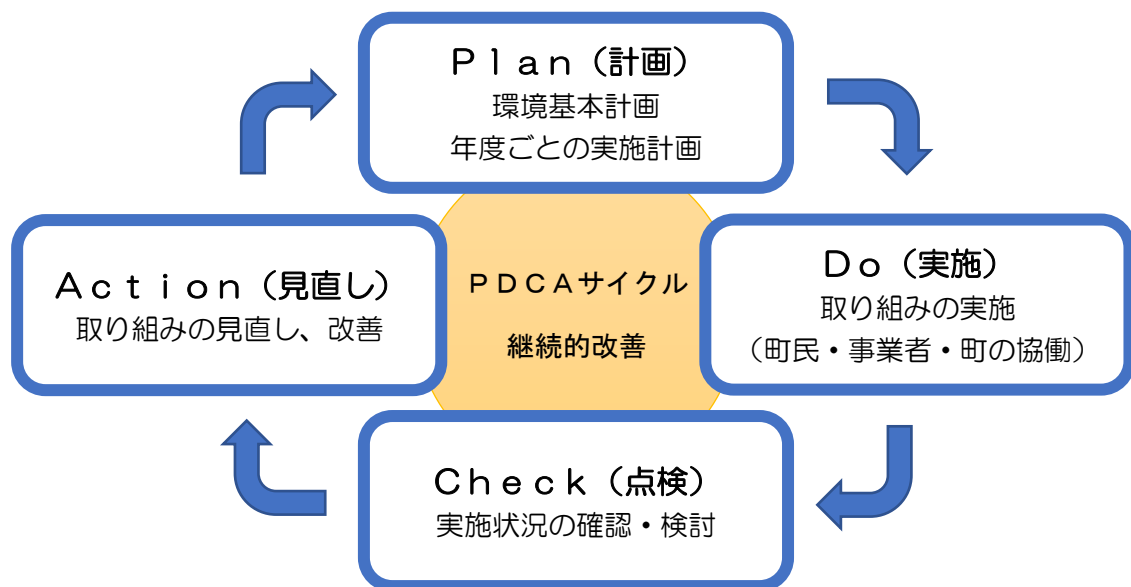
施策を総合的に調整する組織を設置し、複数の所管に係る施策の点検や調整、計画の管理等を行います。



2. 計画の進行管理

(1) 計画の進行管理の方法

本計画は、計画策定から具体的な行動の実施・運用、継続的な見直し・改善までの一連の流れを、P l a n（計画）→D o（実施）→C h e c k（点検）→A c t i o n（見直し）のサイクルにより、計画の推進状況を評価・検討を行い推進していきます。



(2) 環境情報等の公表

計画推進の実効性及び透明性を明らかにするため、本計画に基づく施策の実施状況を公表します。

第 4 章 具体的取組

1 分野別目標：皆で環境を守るまちをつくる

(1) 施策の柱：環境への理解を深める

施策の方向性	具体的取組	担当課
①環境学習の推進	○出前講座で環境分野メニューを設定し、環境について学ぶ機会をつくります。 ○町の自然を活用した観察会を開催し、人と自然の触れ合う機会をつくります。 ○幼児施設、小中学校での環境教育を推進し、幼少期からの環境意識の醸成を図ります。 ○町民対象の環境学習、研修会を開催し、環境意識の向上を図ります。 ○町職員の環境意識と知識の向上を目的とした研修会を開催し事務事業における環境の視点の定着を図ります。	総務課 住民課 教育文化課 健康子育て課
②環境イベントの実施	○環境に関連する施設の見学会や環境イベントを開催し、正しい環境知識の普及を図ります。	住民課
③団体の育成	○花いっぱい運動による町内の景観整備と、地域の環境活動の支援を行います。 ○各地区衛生組織連合会を育成し、地区の特色ある環境活動を支援します。 ○環境保全団体の掘り起こしや育成を行い、町内の環境活動の促進を図ります。	まちづくり課 住民課

○環境指標

項目	単位	現状(R元)	目標(R7)
環境イベント参加者数	人(年)	226人	1,000人
出前講座(環境メニュー)の開催数	回(年)	1回	10回
職員向け環境研修会等の開催数	回(年)	1回	3回

2 分野別目標：低炭素社会をつくる

(1) 施策の柱：地球環境を守る

施策の方向性	具体的取組	担当課
①地球温暖化対策	○二酸化炭素をはじめとした温室効果ガス排出抑制の取り組み（緩和策）を推進します。 ○地球温暖化による気候変動の影響について情報収集を行い、国や県と連携して対策（適応策）を進めます。 ○地球温暖化対策に資する「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」の取り組みを推進します。	全 課 住 民 課
②二酸化炭素排出削減対策	○二酸化炭素をはじめとした温室効果ガス排出抑制の取り組み（緩和策）を推進します。（再掲） ○デマンド型乗合交通等、公共交通利用を推進し、移動による二酸化炭素の排出を抑制します。 ○食育や6次産業の推進により地産地消を拡大し、フードマイレージの削減につなげます。	財 政 課 まちづくり課 住 民 課 健康子育て課 産 業 振 興 課
③二酸化炭素吸収源対策	○森林経営計画に基づき、町有林の造林、間伐等を計画的に実施し、良好な森林環境を作ります。 ○水源涵養を目的とした町有林の整備と維持管理を行います。 ○松枯れ被害の拡散を抑制し、森林機能の維持を図ります。	農 地 林 務 課
④省資源、省エネルギー対策	○省エネルギーや省資源の普及啓発を図り、家庭や事業所での促進を図ります。 ○公共施設における、省エネルギーや省資源の取り組みを推進します。	全 課 住 民 課

○環境指標

項目	単位	現状(R元)	目標(R7)
事務・事業における二酸化炭素排出量	t-CO2	2,538.8 t-CO2	2,281.8 t-CO2
デマンド型乗合交通利用者数	人	8,275 人	8,500 人
森林経営計画に基づく森林整備面積	ha	6.31ha	32.25ha
太陽光発電導入容量※（累計）	kw	2,284kw	72,000kw

※太陽光発電導入容量…固定価格買取制度（再生可能エネルギーにより発電された電気を、国が定める価格で一定期間電気事業者が買い取る制度）における導入容量

（２）施策の柱：再生可能エネルギーの利活用を進める

施策の方向性	具体的取組	担当課
①再生可能エネルギーの普及	○学習会等を開催し再生可能エネルギーに関する理解や知識を深め、家庭や事業所での導入促進を図ります。 ○再生可能エネルギー導入促進を図るため、補助や情報提供等の支援を行います。 ○再生可能エネルギー導入について調査・検討を行い、電力の自給自足に向けたシステムづくりを推進します。	政 策 推 進 課 住 民 課 地 域 整 備 課
②再生可能エネルギーの利活用推進	○公共施設等における再生可能エネルギーの導入及び利活用を推進します。 ○再生可能エネルギー導入について調査・検討を行い、電力の自給自足に向けたシステムづくりを推進します。	財 政 課 政 策 推 進 課 教 育 文 化 課

○環境指標

項目	単位	現状(R元)	目標(R7)
太陽光発電導入容量(累計)(再掲)	kw	2,284kW	72,000kw
公共施設における再生可能エネルギー導入件数(累計)	件	4 件	10 件

3 分野別目標：自然と共に生きるまちをつくる

(1) 施策の柱：農地を守る

施策の方向性	具体的取組	担当課
①農地の保全	○地域農業のあり方や農地の集約計画を定めた「人・農地プラン」に基づき、農地中間管理事業を活用し、農地の集積・集約化を図り優良農地を保全します。 ○農業委員会が実施する農地パトロールにより、農地の現状を把握し、耕作放棄地の解消を促します。 ○中山間地域等直接支払推進事業等により、中山間地域における耕作放棄地の発生防止に努めます。 ○多面的機能支払交付金事業等により、農地の多面的機能を維持します。	農地林務課
②環境保全型農業の推進	○かわにし有機農業推進協議会等との連携によるたい肥の利用拡大を図り、減化学肥料栽培及び減農薬栽培を推進します。 ○環境に配慮した地場産品の生産拡大を推進し、「安全安心な川西ブランド」の確立を図ります。 ○稲わらや農作物残渣等を有機資源や畜産飼料等として利用し、地力のある土づくりと生活環境に配慮した農業を推奨します。	産業振興課

○環境指標

項目	単位	現状(R元)	目標(R7)
人・農地プラン中心経営体への集積率	%	68.0%	75.0%
たい肥施用面積※	a	2,869a	4,500a

※たい肥施用面積：環境保全型農業直接支払交付金事業におけるたい肥施用面積

（２）施策の柱：緑と生物を守る

施策の方向性	具体的取組	担当課
①里山の保全、活用	○下小松古墳群を活用した自然観察会や歴史学習会を開催し、里山がもたらす自然の恵みを体感し意識の醸成を図ります。 ○病害虫の被害を受けた樹木の伐採や、植林等を行い緑豊かな里山林を再生します。 ○有害鳥獣による里山の荒廃を防止するため、地域や猟友会と連携し、講習会や防護柵の設置支援、捕獲活動を推進します。	教 育 文 化 課 農 地 林 務 課
②森林の保全、活用	○森林経営計画に基づき、町有林の造林、間伐等を計画的に実施し、良好な森林環境を作ります。（再掲） ○水源涵養を目的とした町有林の整備と維持管理を行います。（再掲） ○松枯れ被害の拡散を抑制し、森林機能の維持を図ります。（再掲） ○病害虫の被害を受けた樹木の伐採や、植林等を行い緑豊かな里山林を再生します。（再掲）	農 地 林 務 課
③生物多様性の保全	○希少動植物を守るため、学習会を開催するとともに、生息地の保全に努めます。 ○生態系、生物多様性などに影響を与える、外来植物・動物の移入防止を啓発します。	住 民 課 農 地 林 務 課 教 育 文 化 課

○環境指標

項目	単位	現状(R元)	目標(R7)
森林経営計画に基づく森林整備面積（再掲）	ha	6.31ha	32.25ha
下小松古墳群を活用した自然観察会及び巡回の回数	回（年）	11 回	12 回

4 分野別目標：資源が循環するまちをつくる

(1) 施策の柱：ごみを減らす

施策の方向性	具体的取組	担当課
①ごみの減量化対策	○分別やごみ出しマナー等の指導啓発を徹底し、廃棄物の適正処理及び資源化を行います。 ○食べきりの推奨や食品ロス削減を啓発し、可燃ごみの減量を推進します。 ○生ごみの堆肥化を普及啓発し、生ごみの減量を図ります。	住 民 課
②3Rの推進	○3R（リデュース、リユース、リサイクル）を普及啓発し、資源循環の意識を高めます。 ○小型家電の回収を積極的に行い、希少な金属等のリサイクルを図ります。	住 民 課
③廃棄物の適正処理の推進	○分別やごみ出しマナー等の指導啓発を徹底し、廃棄物の適正処理及び資源化を行います。（再掲） ○廃棄物処理施設見学会を開催し、ごみ処理や分別に係る意識の醸成を図ります。 ○不法投棄監視体制を強化し、早期発見により被害を最小化します。 ○関係機関や地域住民と連携し不法投棄の原状回復を行います。 ○農業用使用済プラスチック類の適正処理推進のため、回収事業を関係団体と協力して行います。	住 民 課 産 業 振 興 課
④災害廃棄物対策	○災害廃棄物処理計画に基づき、災害時の廃棄物処理を迅速に行います。 ○大規模災害時のごみ排出方法を周知し、災害時の混乱を緩和します。	安 全 安 心 課 住 民 課

○環境指標

項目	単位	現状(R元)	目標(R7)
1人1日あたりの生活系ごみ排出量(り災除く)	g	458 g	389 g
資源化率【資源物/生活系ごみ+資源物】(り災除く)	%	9.0%	15.0%

5 分野別目標：美しく安心なまちをつくる

(1) 施策の柱：水を守る

施策の方向性	具体的取組	担当課
①生活排水対策	○河川や水路の水質汚濁を防止するため、下水道加入促進、合併浄化槽設置の促進を行います。 ○水の流れをスムーズにするために、自治会や団体・事業者が行う水路の清掃活動を支援します。 ○都市下水路等の水質調査を行い、水質保全を図ります。	住 民 課 地 域 整 備 課
②河川環境の保全	○水辺環境の保全と意識の醸成を図るため河川愛護デーを実施します。 ○都市下水路等の水質調査を行い、水質保全を図ります。(再掲) ○最終処分場跡地周辺等の水質調査を行い、水質保全を図ります。	住 民 課 地 域 整 備 課
③地下水の保全	○地盤沈下の防止と地下水保全のため、地下水位測定を実施します。 ○過剰利用を防止するため「地下水採取届出」の徹底を図ります。	住 民 課

○環境指標

項目	単位	現状 (R 元)	目標 (R7)
水洗化率	%	70.7%	80.2%
水生生物（コイ・フナ）の住める水質※の維持	mg/ℓ	生物化学的酸素要求量(BOD)3 mg/ℓ以下	生物化学的酸素要求量(BOD)3 mg/ℓ以下
	mg/ℓ	浮遊物質量(SS)25 mg/ℓ以下	浮遊物質量(SS)25 mg/ℓ以下

※水生生物（コイ・フナ）の住める水質：生活環境の保全に関する環境基準（川（湖沼を除く））C類型以上を指す。目標値はB類型を採用。

(2) 施策の柱：住環境を守る

施策の方向性	具体的取組	担当課
①悪臭対策	○悪臭防止法に基づき、規制地域内の工場・事業場で発生する悪臭を防止し生活環境を保全します。 ○畜産経営における臭気低減に対して、地域住民も参加して問題解決に取り組む体制を整備します。 ○家畜排泄物の適正管理及び利用の促進を図るため、関係機関と連携し指導巡回を実施します。	住 民 課 産 業 振 興 課
②野焼き対策	○野焼きパトロールを実施し、監視体制を強化します。 ○関係機関と連携し、違法焼却を防止します。 ○稲わらや農作物残渣等を有機資源や畜産飼料等として利用し、地力のある土づくりと生活環境に配慮した農業を推奨します。(再掲)	住 民 課 産 業 振 興 課
③騒音、振動の規制対策	○騒音規制法、振動規制法に基づき、規制地域内における公害を未然に防止します。	住 民 課
④ペットの適正飼育推進	○狂犬病予防法に基づき、飼養犬の適正飼育を推進します。 ○ペットの適正飼育を啓発し、動物愛護を推進します。	住 民 課
⑤空き家対策	○空き家対策計画に基づき、危険な空き家の把握と適正管理を促進します。 ○空き家バンクによる移住定住を促進し、空き家の減少につなげます。	安 全 安 心 課 ま ち づ くり 課

○環境指標

項目	単位	現状(R元)	目標(R7)
違法焼却注意件数	件	5 件	0 件
危険空き家※件数	件	26 件	20 件
空き家バンク成約件数(期間累計)	件	7 件	25 件

※危険空き家…危険度ランクDの空き家のうち、周辺の生活環境に悪影響を与える可能性のある空き家

資 料 編

- 1 計画策定の経過
- 2 環境かわにし町民会議委員名簿
- 3 環境用語集
- 4 川西町の環境に関するアンケート調査結果
- 5 川西町環境基本条例

1 計画策定の経過

令和2年

月 日	会 議 等	内 容
6 月 16 日	第1回環境基本計画策定本部会議	策定方針、スケジュール、検討体制等
6 月 23 日	第1回環境基本計画策定ワーキングチーム会議	策定方針、スケジュール、ワークショップ（課題抽出）等
6 月 30 日	第2回環境基本計画策定ワーキングチーム会議	課題整理、アンケート調査について
7 月 16 日	第2回環境基本計画策定本部会議	課題整理、アンケート調査について
7 月 20 日	環境に関するアンケート調査	対象：個人2,561人、事業所50社
8 月 3 日	第1回環境かわにし町民会議	策定方針、スケジュール、ワークショップ（課題抽出）
8 月 24 日	第3回環境基本計画策定ワーキングチーム会議	アンケート調査結果、町民会議ワークショップ結果、課題整理等
9 月 28 日	第4回環境基本計画策定ワーキングチーム会議	計画の方向性について
10 月 6 日	第3回環境基本計画策定本部会議	計画の方向性について
11 月 19 日	第5回環境基本計画策定ワーキングチーム会議	基本目標、分野別目標（案）について
11 月 27 日	令和2年度職員環境研修会	講師：東北地方環境事務所 環境対策課 地域適応推進専門官 金剛一氏
12 月 1 日	第4回環境基本計画策定本部会議	基本目標、分野別目標決定
12 月 11 日	第2回環境かわにし町民会議	策定状況について
12 月 11 日	議会総務文教常任委員会協議会	策定状況について

令和3年

月 日	会 議 等	内 容
1 月 21 日	環境基本計画策定ワーキングチーム意見聴取	庁内LANによる環境基本計画（素案） についての意見聴取
1 月 29 日	第5回環境基本計画策定本部会議	環境基本計画（素案）について
2 月 22 日	第6回環境基本計画策定ワーキングチーム会議	環境基本計画（素案）について
3 月 10 日	議会総務文教常任委員会	策定状況について
3 月 11 日	第3回環境かわにし町民会議	環境基本計画（素案）について
3 月 17 日	議会全員協議会	環境基本計画（素案）について
3 月 23 日	第5回環境基本計画策定本部会議	環境基本計画（案）確定

2 環境かわにし町民会議 委員名簿

職 名	氏 名	委員区分
委 員 長	相 馬 孝 一 郎	1 号委員
副委員長	島 貫 武 彦	4 号委員
委 員	佐々木 弘 幸	1 号委員
委 員	貝 沼 千 恵 子	2 号委員
委 員	平 知 恵 子	2 号委員
委 員	長 谷 川 勝 男	2 号委員
委 員	菅 野 明 日 香	2 号委員
委 員	村 岡 謙 二	3 号委員
委 員	我 妻 優 子	3 号委員
委 員	土 田 和 夫	4 号委員
委 員	島 貫 順 一	5 号委員
委 員	本 間 芳 弘	5 号委員
委 員	小 関 陽 市	5 号委員

(敬称略)

1 号委員：環境活動団体に携わる者

2 号委員：生活福祉に携わる者

3 号委員：農業に携わる者

4 号委員：識見を有する者

5 号委員：事業を営む者

3 環境用語集

あ行

■IPCC（あいびーしーしー）

国連環境計画（UNEP）及び世界気象機関（WMO）により 1988 年に設立された政府間機関。地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な見地から包括的な評価を政策決定者等に提供している。

■温室効果ガス（おんしつこうかガス）

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称、地球温暖化の主な原因とされる。一酸化二窒素、二酸化炭素、メタン等。

か行

■カーシェアリング

登録を行った会員間で特定の自動車を共同使用するサービスないしはシステムのこと。

■外来種（がいらいしゅ）

現在の自然分布域外に人為的（意図的又は非意図的）に導入された生物種を指す。外来種のうち、導入先の生態系等に著しい影響を与えるものを特に侵略的な外来種という。

■環境基準（かんきょうきじゅん）

環境基本法により国が定めているもので、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」とされている基準のこと。大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音の 4 つについて基準が定められている。

■緩和策（かんわさく）

再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策による温室効果ガスの排出削減、森林等の吸収源の増加などによって、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化を防止するための取組。

■気候変動（きこうへんどう）

長い時間軸で見たときの気候（大気の平均状態）の変化・変動のこと。主な原因として自然的要因と人為的要因が挙げられ、人為的要因では化石燃料の燃焼や森林伐採などによる温室効果ガスの増加が挙げられている。

■COOL CHOICE（くーるちょいず）

2030 年度の温室効果ガスの排出量を 2013 年度比で 26%削減するという目標達成のために、日本の省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動のこと。

■国連持続可能な開発サミット（こくれんじぞくかのうなかいはつサミット）

2015 年にニューヨークの国連本部で開催された、環境問題と持続可能な開発に関する国際会議。

■国立環境研究所（こくりつかんきょうけんきゅうじょ）

茨城県つくば市に存在する日本の国立研究開発法人の一つで、環境問題に関する公的研究機関。

■固定価格買取制度（こていかかくかいとりせいど）

Feed-in Tariffs(FIT)とも呼ばれる、エネルギーの買取価格を法律で定める方式の助成制度のこと。主に再生可能エネルギーの普及拡大と価格低減の目的で用いられる。

さ行

■再生可能エネルギー（さいせいかのうエネルギー）

太陽光や風力、水力、地熱、バイオマスなど、一度利用しても比較的短期間に再生が可能で、資源が枯渇しないエネルギーのこと。石油、石炭などの化石燃料と異なり、発電時や熱利用時に二酸化炭素をほとんど排出しないとされる。

■持続可能な開発目標（SDGs）（じぞくかのうなかいはつもくひょう（えずでいじーず））

2015 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標のこと。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。

■循環型社会（じゅんかんがたしゃかい）

3R の徹底により実現される、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が出来る限り低減される社会のこと。

■地盤沈下（じばんちんか）

自然的・人為的な要因により、地表面が広い範囲にわたって徐々に沈んでいく現象のこと。

■水源涵養（すいげんかんよう）

森林が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のこと。

■3R（すりーあーる）

「リデュース（Reduce: ごみの発生抑制）」、「リユース（Reuse: 再使用）」、「リサイクル（Recycle: 再生利用）」の頭文字を取ったもので、「ごみを出さない」、「1 度使って不要になった製品や部品を再び使う」、「出たごみはリサイクルする」ことを指す。

■生態系（せいたいけい）

一定の場所にすむ全生物とその環境を、物質の循環とエネルギーの流れに着目して 1 つのまとまりとして捉えたもの。生産者・消費者・分解者・無機的環境の 4 つが基本的な構成要素。代表的な生態系として海、や湖沼、河川、森林などが挙げられる。

■生物化学的酸素要求量（せいぶつかかぐてきさんそようきゅうりょう）

水中の有機物等が微生物の働きによって分解されるのに要した酸素の量で水の汚れを示した水質の指標。数値が大きいほど水は汚れている。Biochemical Oxygen Demand (BOD)。

■生物多様性（せいぶつたようせい）

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という 3 つのレベルで多様性があるとしている。

■ゼロカーボンシティ

2050 年に二酸化炭素(温室効果ガス)排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を首長が公表した地方自治体のこと。

た行

■太陽光発電（たいようこうはつでん）

自然エネルギーを利用した発電方式のうち、太陽光を利用した発電方式のこと。太陽光発電は、太陽エネルギーを電力に変換するため、汎用性が高く、また、太陽光さえ得られればどこでも発電できるというメリットがある。

■脱炭素社会（だつたんそしゃかい）

二酸化炭素の排出量を可能な限り減らし、排出が実質ゼロとなる社会のこと。温室効果ガスである二酸化炭素は、地球温暖化の主な原因のひとつと考えられている。

■多頭飼育崩壊（たとうしいくほうかい）

ペットを多数飼育した飼い主が、無秩序な飼い方による異常繁殖により、環境的にも経済的にも破綻してしまった状態のこと。

■地域循環共生圏（ちいきじゅんかんきょうせいけん）

それぞれの地域にある、異なる再生可能な資源（自然、物質、人材、資金等）を循環させて有効利用し、地域の特徴によって補完し合うこと。地域の活力を最大化させて持続可能な自立・分散型の社会を形成するという概念。

■地球温暖化（ちきゅうおんだんか）

大気中に含まれる微量の温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、フロン等）は、地表の温度を生物の生存に適した温度を保つ効果がある。この温室効果ガスの排出量が増加し地球の平均気温が上昇すること。

■低炭素（ていたんそ）

地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出量を削減するため、その主な排出源である化石エネルギーへの依存を低減した状態のこと。

■適応策（てきおうさく）

既に現れているか、もしくは中長期的に避けられない地球温暖化の影響に対して、自然や人間社会の在り方を調整し、被害を最小限に食い止めるための取組をいう。

■デマンド型乗合交通（デマンドがたのりあいこうつう）

利用者の事前予約に応じる形で運行経路や運航スケジュールをそれに合わせて運行する乗合型の地域公共交通のこと。

な行

■野焼き（のやき）

野外での焼却行為全般を指す。一部の例外を除き、原則禁止されている。

は行

■パリ協定（パリきょうてい）

フランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択された、2020 年以降の新しい地球温暖化対策の国際的枠組みのこと。

■PDCA（ぴーでいしーえー）

計画の策定（Plan）→実施（Do）→点検・評価（Check）→見直し（Action）を繰り返しながら、計画の継続的な改善を図る進行管理の方法。

■浮遊物質量（ふゆうぶっしつりょう）

水の汚染を表す指標の一つ。浮遊物質は粘土鉱物に由来する微粒子や下水中の微粒子、粒子状の有機性物質などで、汚濁や汚泥の原因となる。

■フードマイレージ

地域で取れた農作物等を運搬するときに必要なエネルギーのこと。食料（food）の輸送距離（mileage）。フードマイレージが大きければ大きいほど、環境に負荷を与えていることになる。

4 環境に関するアンケート調査結果（抜粋）

1. 調査対象及び回答数

区 分	対 象	配布枚数	回答数	回答率
個 人（大人）	・ 町立幼児施設在園児保護者 ・ 町内小学校5，6年生の保護者 ・ 川西中学校全学年の保護者 ・ 川西町役場会計年度任用職員	1,741 枚	1,209 人	69.4%
個 人（児童・生徒）	・ 町内小学校5，6年生	217 枚	193 人	88.9%
	・ 中学校全学年	395 枚	349 人	88.3%
	・ 置賜農業高等学校生	208 枚	183 人	87.9%
個人合計		2,561 枚	1,934 人	75.5%

2. 基本的事項

項 目	男 性		女 性		無回答		合 計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
小学生	75	38.9%	115	59.6%	3	1.5%	193	100.0%
中学生	157	45.0%	185	53.0%	7	2.0%	349	100.0%
高校生	91	49.7%	84	45.9%	8	4.4%	183	100.0%
一 般	455	37.6%	702	58.1%	52	4.3%	1209	100.0%
合 計	778	40.2%	1086	56.2%	70	3.6%	1934	100.0%

参考：令和元年度末人口 男性 7,289 人（48.9%） 女性 7,612 人（51.1%）

○回答者の男女比については、全体として本町の人口割合と比べて、やや女性の回答が多い割合となっています。

3. 環境への関心の度合い

A. 地球温暖化・気候変動について

一般	323	647	152	24	41
高校生	14	70	54	17	10 7 11
中学生	79	188	41	17	5 8 11
小学生	41	87	25	14	8 12 6

B. 省資源・省エネルギーについて

一般	284	660	189	21	32
高校生	16	69	50	21	10 9 8
中学生	76	162	73	17	7 5 9
小学生	39	83	37	17	2 6 6

■ とても関心がある ■ やや関心がある ■ どちらでもない ■ あまり関心がない
 ■ 関心がない ■ わからない ■ 無回答

C. 再生可能エネルギーについて

一般	208	557	300	81	2533
高校生	15	56	56	26	12 10 8
中学生	72	139	91	23	5 9 10
小学生	24	73	46	22	7 15 6

D. ごみ（ごみの出し方、処分場問題、ポイ捨てなど）

一般	300	656	180	2533
高校生	26	72	49	11 12 5 8
中学生	114	145	56	15 5 5 9
小学生	72	81	22	6 3 4 5

E. 3R（リデュース、リユース、リサイクル）について

一般	212	633	260	402440
高校生	19	62	53	17 15 8 9
中学生	87	156	68	17 5 8 8
小学生	61	87	30	7 12 5

F. 騒音・振動の問題について

一般	129	499	411	100 29932
高校生	18	55	60	19 17 6 8
中学生	48	134	93	44 7 13 10
小学生	27	66	56	13 18 8 5

G. 大気汚染や悪臭について

一般	242	607	252	51 2632
高校生	21	61	59	14 11 8 9
中学生	91	150	62	22 7 9 8
小学生	58	52	44	13 10 11 5

H. 自然環境の保全について

一般	221	595	284	57 1333
高校生	32	64	48	13 11 6 9
中学生	134	148	39	10 2 8 8
小学生	84	71	19	10 13 6

I. 環境学習の開催や環境について学ぶ機会について

一般	103	428	469	117 491033
高校生	15	51	56	27 17 9 8
中学生	51	130	104	32 10 13 9
小学生	37	72	46	15 11 7 5

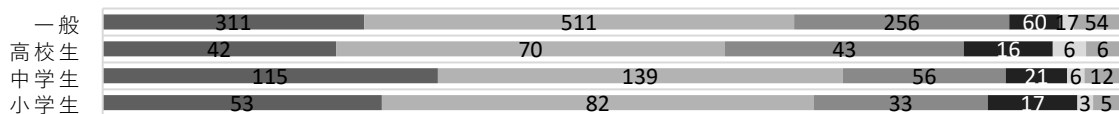
■ とても関心がある ■ やや関心がある ■ どちらでもない ■ あまり関心がない
 ■ 関心がない ■ わからない ■ 無回答

○ 環境への関心度については、どの区分においても比較的「やや関心がある」「とても関心がある」と答えた回答者が多い結果となりました。

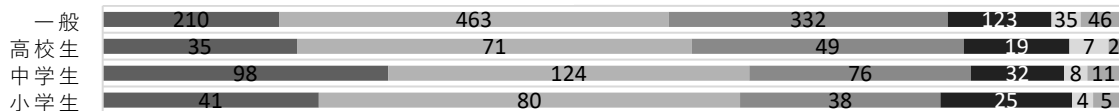
E. リデュース・リサイクル、G. 大気汚染や悪臭について、H. 自然環境の保全については、小学生及び中学生の関心が高く、特に、H. 自然環境の保全については、小学生の43.5%が「とても関心がある」と答えています。

4. 環境に関する「今の満足度」

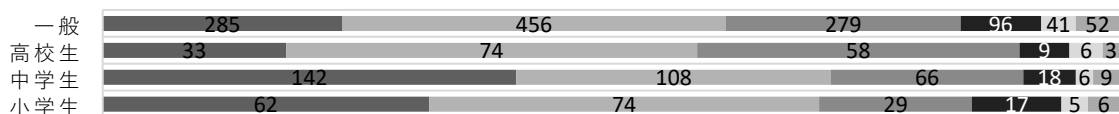
A. 空気のきれいさ（悪臭、ばい煙、排気ガスなど）



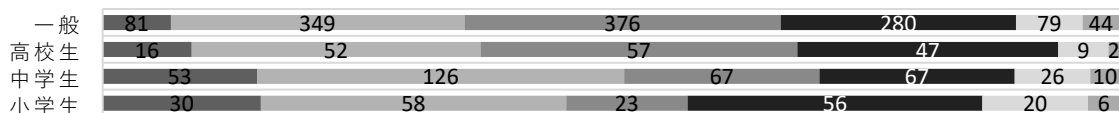
B. 水のきれいさ（川、地下水など）



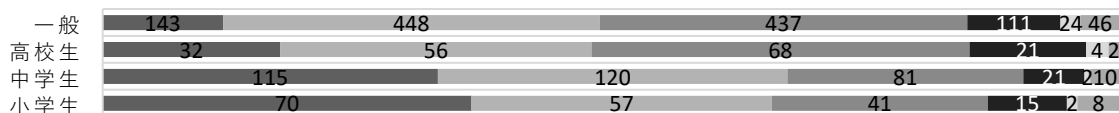
C. 生活空間の快適さ（騒音、振動など）



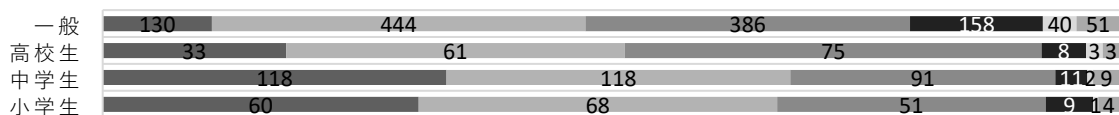
D. 不法投棄やポイ捨ての状況



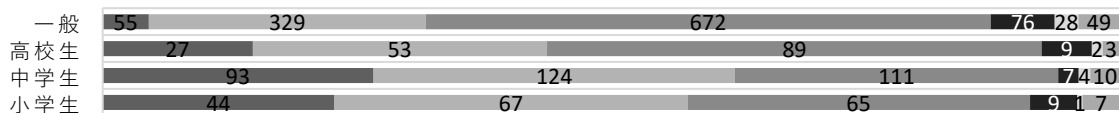
E. ごみ（ごみの量や出し方のマナーなど）



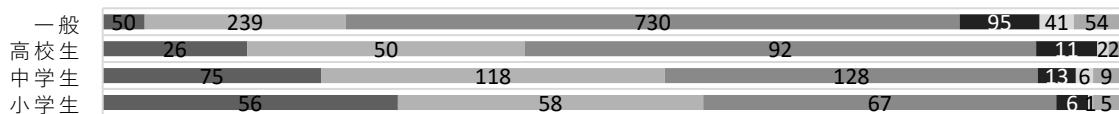
F. 資源ごみの回収（町、店頭、集団回収など）の充実



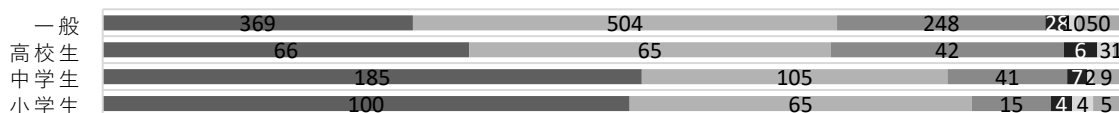
G. 省資源・省エネルギー（水、電気の節約など）の取り組み



H. 再生可能エネルギーの利用状況



I. 緑の豊かさ（農地、森林、里山など）



I. 地球温暖化や気候変動に対する対策



■ 満足 ■ やや満足 ■ どちらでもない ■ やや不満 ■ 不満 ■ 無回答

K. 環境学習の場や機会の数

一般	35	186	832	80	29	47
高校生	26	56	89	7	41	
中学生	57	95	158	23	7	9
小学生	25	65	76	18	2	7

■ 満足 ■ やや満足 ■ どちらでもない ■ やや不満 ■ 不満 ■ 無回答

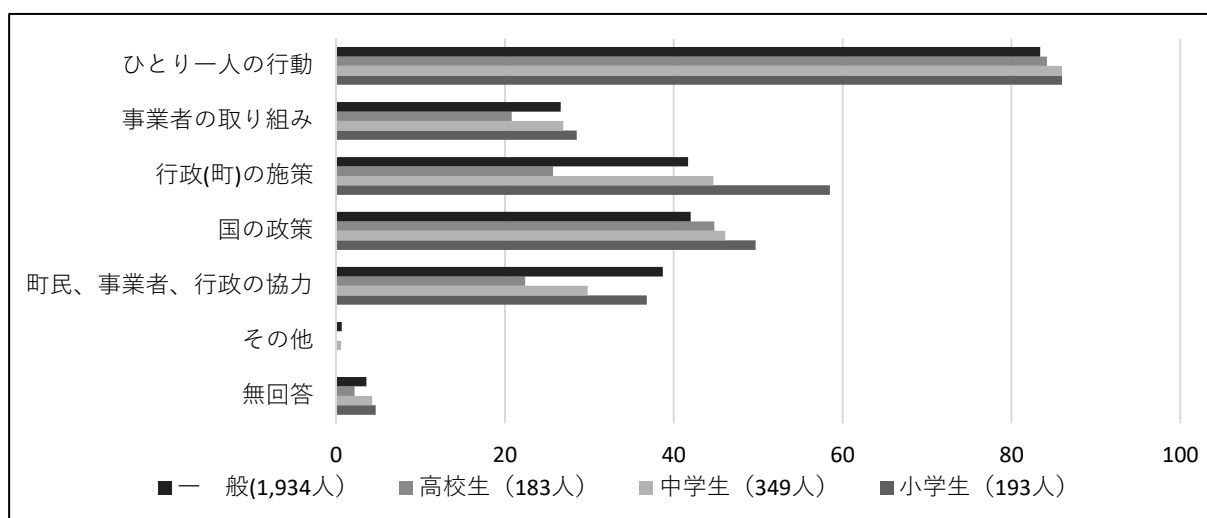
○ 本町の環境に関する「今の満足度」については、全体的には「満足」「やや満足」「どちらでもない」と考える回答者が1項目を除き80%を超えており、全体的に満足度の高い結果となりました。その中で、G. 省資源・省エネルギー（水、電気の節約など）の取り組み、H. 再生可能エネルギー（太陽光発電、風力発電など）の利用状況、J. 地球温暖化や気候変動（気温の上昇や自然災害の多発など）に対する対策、K. 環境学習の場や機会の数については、「どちらでもない」と答える割合が高くなっています。

D. 不法投棄やポイ捨ての状況については、他と比較し「やや不満」「不満」と答える回答者が多く、満足度が低い結果となっています。

5. 今後環境を守るために重要なこと（複数回答可）

区分 (回答人数)	ひとり一人の行動	事業者の 取り組み	行政(町) の施策	国の政策	町民、事業者、 行政の協力	その他	無回答
小学生 (193人)	166 (86.0%)	55 (28.5%)	113 (58.5%)	96 (49.7%)	71 (36.8%)	0 (0%)	9 (4.7%)
中学生 (349人)	300 (86.0%)	94 (26.9%)	156 (44.7%)	161 (29.8%)	104 (29.8%)	2 (0.6%)	15 (4.3%)
高校生 (183人)	154 (84.2%)	38 (20.8%)	47 (25.7%)	82 (44.8%)	41 (22.4%)	0 (0%)	4 (2.2%)
一般 (1,209人)	1,008 (83.4%)	321 (26.6%)	504 (41.7%)	508 (42.0%)	468 (38.7%)	9 (0.7%)	44 (3.6%)
合計 (1,934人)	1,628 (84.2%)	508 (26.3%)	820 (42.4%)	847 (43.8%)	684 (35.4%)	11 (0.6%)	72 (3.7%)

※()内は回答人数から見た割合



○ 今後の環境を守るための取り組み主体について、回答者の84.2%が「一人一人の行動」が重要であると回答しています。次いで、「国の政策」となっています。小学生については「行政（町）の施策」について58.5%が重要と回答しています。「町民、事業者、行政の三者の協力」が重要であるとの回答については、一般が38.7%と小学生、中学生、高校生よりも多い結果となりました。

○川西町環境基本条例

平成15年3月24日

条例第7号

私たちのまち川西町は、県内でも有数の丘陵地帯と豊かな緑に恵まれた四季折々の美しい自然に抱かれ、広大な田園と散居集落が織り成す原風景の中で伝統や文化を育みながら栄えてきた。

近年の社会経済の急速な進展は、生活の利便性を向上させる一方で、資源やエネルギーの大量消費によって、自然生態系の微妙な均衡の下で成り立っている環境に多大な影響を与え、私たちの生活や地域の環境、ひいては地球環境にも重大な影響を及ぼすまでに至っている。

私たちは、健全で恵み豊かな環境の下で、健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、このかけがえのない良好な環境を将来の世代に継承していく責務を有している。

それゆえに私たちは、これまで行ってきた自らの活動が環境に与える影響の重大さと、身近な環境をはじめ多様な生態系や地球環境の意義を強く認識しなければならない。さらに、環境への負荷が少なく持続的発展が可能な社会の実現を目指し、積極的に環境の保全と環境にやさしい生活文化を築いていかなければならない。

このような認識の下、美しい自然と豊かな緑のある環境を守り継承していくことを決意し、「緑と愛と丘のあるまち」を創造するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全について、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策（以下「環境施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、環境施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来において町民が健康で文化的な生活を営むことができる環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずることをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、町民が健康で文化的な生活を営むことができる豊かな環境を健全に確保し、これを将来の世代に継承できるよう適切に行わなければならない。

- 2 環境の保全は、日常生活や事業活動から生ずる環境への負荷の低減に努めるとともに、資源及びエネルギーの効率的利用を図り、循環を基本とする社会の構築を進めながら、持続的発展を目指し、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行わなければならない。
- 3 環境の保全は、地域における多様な生態系を健全な状態で確保するとともに、人と自然との豊かな触れ合いを保つことにより、人と自然が共生できるよう適切に行わなければならない。
- 4 地球環境の保全は、人類の共通の課題であり、私たちの生活が国際的な相互依存関係の中で営まれていることを認識し、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自然的社会的条件に応じた環境施策を策定及び実施しなければならない。

- 2 町は、基本理念にのっとり、自らの事業活動に伴う環境への負荷の低減を図り、環境の保全に努めなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、資源及びエネルギーの節約、ごみの減量、環境配慮型製品の優先的な購入、水質汚濁の防止等により、環境への負荷の低減に自主的かつ積極的に努めなければならない。

- 2 町民は、環境の保全についての理解を深めるため、環境に関する学習及び教育への参加に努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、町民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する環境施策に積極的に協力するものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、公害を防止するとともに、自然環境を保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、事業活動に伴う製品その他の物が廃棄物となった場合に、適正な処理を図るよう必要な措置を講じなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資する原材料等を利用するよう努めなければならない。
- 4 事業者は、基本理念にのっとり、環境保全上の支障を防止するため、必要な情報の提供に努めるとともに、地域社会の一員として、町が実施する環境施策に協力する責務を有する。

(環境施策の基本方針)

第7条 環境施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性の確

保が図られること。

- (2) 本町特有の丘陵地、里山、農地、最上川の源流地域及び水辺地等における多様な自然環境が適正に保全されること。
- (3) 資源の循環的利用、廃棄物の減量、エネルギーの効率的利用等を推進し、環境への負荷低減が図られること。
- (4) 自然との触れ合いを確保するとともに、川西町古来の歴史的文化的資源の保全を図り、「緑と愛と丘のあるまち」の創造が図られること。

(環境基本計画)

第8条 町長は、環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する目標及び施策の方向
- (2) 環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 環境基本計画を定めるに当たっては、町民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講じなければならない。

4 環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 町は、施策の策定等に当たっては、環境基本計画との整合を図り、環境の保全について配慮しなければならない。

(規制の措置)

第10条 町は、公害の防止及び自然環境等の保全を図るため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(誘導的措置)

第11条 町は、町民又は事業者が自らの行為に係る環境への負荷の低減並びに環境の保全に対する適切な措置をとるよう誘導するため、必要な措置を講ずるものとする。

(財政的措置)

第12条 町は、環境施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(環境の保全に資する事業等の推進)

第13条 町は、環境の保全に資する公共施設の整備その他環境の保全に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(生活環境及び自然環境への配慮)

第14条 町は、快適な生活環境を築くため、水辺地及び緑地の保全に関し、公園、緑地その他の公共的施設の整備、その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用を図るための事業の推進等に努めるものとする。

2 町は、生物の多様性の確保に資するため、野生動植物の保護及びその生息地又は生育地の保全に

努めるものとする。

- 3 町は、地域の特性を活かした快適な生活環境の保全のため、良好な景観の形成及び良好な景観を構成する歴史的文化的資源の保全に努めるものとする。
- 4 町は、地域の美しい環境を保全するため、ごみの投棄及び散乱の防止、美観を損ねる屋外における物の保管の防止等について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 5 町は、里山が有する環境の保全に資する多様な機能の維持に努めるものとする。

(環境保全型農業の促進)

第15条 町は、農地が有する環境を保全する機能の維持及び安全な農産物の生産を図るため、有機物資源を活用した土づくり、化学肥料及び農薬の使用の低減、使用済み農業用資材の適正な処理等、環境への負荷を低減する営農活動の促進に努めるものとする。

(環境保全に関する教育、学習等)

第16条 町は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により、町民、事業者及び民間の団体（以下「町民等」という。）が環境の保全についての理解を深めるとともに、環境の保全に関する活動意欲の増進に努めるものとする。

(町民等の自発的活動の促進等)

第17条 町は、町民等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう、支援するものとする。

- 2 町は、前条又は前項の活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益に配慮しつつ、環境の状況及び環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第18条 町は、地球環境保全に資する施策の推進に努めるものとする。

- 2 町は、国、他の地方公共団体、町民等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(連携体制の整備等)

第19条 町は、環境施策について、町民等の意見を反映させる機会の提供に努めるとともに、環境施策を推進させるための連携体制の整備に努めるものとする。

(指導等)

第20条 町長は、環境への負荷の低減又はその改善を図るため、町民及び事業者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第4次川西町環境基本計画

令和3年3月

山形県川西町住民生活課

(令和3年4月から住民課)

TEL : 0238-42-2111 (代表)